

令和3年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体 23団体

(1) 出資団体 15団体

公益財団法人 小佐野記念財団
公益財団法人 山梨県国際交流協会
公益財団法人 山梨県スポーツ協会
公立大学法人 山梨県立大学
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
地方独立行政法人 山梨県立病院機構
公益財団法人 やまなし環境財団
公益財団法人 山梨県農業振興公社
公益財団法人 山梨県子牛育成協会
山梨県道路公社
公益財団法人 やまなし文化学習協会
公益財団法人 山梨総合研究所
公益財団法人 山梨県環境整備事業団
一般財団法人 山梨県地場産業センター
株式会社 山梨食肉流通センター

(2) 補助金等交付団体 1団体

東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会
【東京オリンピック・パラリンピック山梨県実行委員会事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体 7団体

一般財団法人 山梨県消防協会【山梨県立防災安全センター】
社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会【山梨県立介護実習普及センター】
山梨県造園建設業協同組合【山梨県立武田の杜保健休養林】
公益財団法人 キープ協会【山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター】
株式会社 ピカ【山梨県立富士山世界遺産センター】
フジネット共同事業体【山梨県立富士北麓駐車場】
株式会社 清里丘の公園【丘の公園】

3 監査対象期間

令和2年度

4 監査実施期間

令和3年10月20日～令和4年2月10日

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

		昨年度
(1) 指摘事項のあった団体	1 団体	(1 団体)
・指摘件数	1 件	(1 件)
(2) 指導事項のあった団体	1 9 団体	(1 4 団体)
・指導件数	4 4 件	(3 3 件)
(3) 注意事項のあった団体	7 団体	(1 0 団体)
・注意件数	1 2 件	(1 5 件)
計	5 7 件	(4 9 件)
※ 指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体	3 団体	(6 団体)

7 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項 (1 団体、1 件)

○公益財団法人山梨県スポーツ協会

産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、廃プラスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書が作成されていなかった。

(2) 指導事項 (1 9 団体、4 4 件)

- ・規程等に定める事務処理が行われていないものや取扱いの不備 1 2 件
- ・計上科目の誤り 6 件
- ・長期未収金 6 件 等

(3) 注意事項 (7 団体、1 2 件)

- ・補助金の提出書類に係る不備 2 件 等

8 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見のうち総括的なものは次のとおりである。

今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや、会計処理の誤りにより財務諸表が正しく作成されていないもの、また、基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているものなどが見受けられた。

所管課においては、団体の事務改善に結び付く取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。